

様式第1号（第4条関係）

<p>人道の港敦賀ミュージウム使用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>敦賀市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団 体 名 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおり申請します。</p>	
使 用 目 的	
使 用 日 時	<p>前 前</p> <p>年 月 日 午 時 分から 月 日 午 時 分まで</p> <p>後 後</p>
使 用 施 設	研修室・企画展示室
入館予定人員	男 人 女 人（計 人）
使 用 責 任 者	住所 氏名 電話番号

(裏面)

申込方法及び注意事項

- 1 受付は、使用される日の前12月から7日までの間に行うことができます。受付時間は、休館日を除く午前9時00分から午後5時00分までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来館してください。
- 2 次の場合は、使用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 管理上支障があると認められるとき。
 - (4) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 3 使用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 4 使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けてください。
- 5 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 6 許可を受けた目的以外にムゼウムを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。